

臨時出店営業管理規則

中日本エクシス株式会社

第1章（総則）

（目的）

第1条 この規則は、中日本高速道路株式会社（以下「道路会社」という。）が所有する敷地を管理する中日本エクシス株式会社（以下「会社」という。）が運営者の立場から高速道路のサービスエリア（以下「本件エリア」という。）の営業用建物の屋外及び営業用建物内の一部（以下「販売スペース」という。）に出店する者（以下「出店者」という。）との臨時出店契約に基づき、営業・運営に必要な詳細事項を定めるもので、秩序を維持し、お客様満足の追求、共同の繁栄、健全な発展を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 販売スペースでの営業及び管理は、契約書、関係法令ほか、この規則に基づき行うものとします。

2 出店者はその従業員並びに取引業者等に対してもこの規則を遵守させなければなりません。

（相互協力）

第3条 出店者は、第1条の目的を達成するため、会社及び他の出店者と相互に協力していかなければなりません。

第2章 営業

（基本方針）

第4条 出店者は、会社の営業方針に従い、お客様最優先を基本理念として、誠実に次の各号に定めた営業を行わなければなりません。

- 一 出店者は、営業を行うにあたり、会社の調整または指導・指示に従っていただきます。
- 二 販売価格は適正な価格とするとともに、乱売や不当景品の贈与、従業員の引き抜き、その他会社または他の出店者に迷惑を及ぼす営業行為は禁止します。
- 三 販売方法・接客サービス等については、常にその向上に努めるとともに、会社からの指導・監督に従っていただきます。
- 四 出店者は、会社から指示を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事後速やかに会社に報告しなければなりません。

(契約期間)

第5条 契約要目表に記載する期間とします。

(営業時間)

第6条 出店者は契約要目表に記載する営業時間を厳守しなければなりません。

- 2 営業開始、終了時間における店舗での状態は次のとおりとします。
 - 一 開始時間とは、お客様に商品を直ちに提供できる状態で営業していること。
 - 二 終了時間とは、お客様に商品を確実に提供できる状態で営業していること。
- 3 出店者はあらかじめ会社の承認を得た場合を除き、前項の営業時間の変更や時間内の営業一時休止はできません。ただし、お客様の利便を図るため、出店者は、利用状況に応じて、適宜営業の開始時間を繰り上げ、又は終了時間を繰り下げることができるものとします。

(営業種目・取扱品目)

第7条 出店者は会社が認めた営業種目・取扱品目を遵守しなければなりません。(様式-2)

- 2 出店者がお客様に提供・販売する商品（以下「販売商品」という。）は、次の各号の要件を満たすものでなければなりません。
 - 一 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
 - 二 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等関係法令に抵触せず、その他危険のないものであること。
 - 三 価格及び内容は、市場の実態に照らして妥当なものであること。
- 3 出店者は、商品、各種サービス等販売提供するものについては、内容、価格、商品の品質、消費期限、アレルギー表示等をお客様に明確にわかり易く表示するとともに、その表示方法などが法律等に定められている場合は、遵守しなければなりません。なお、不適当であると会社が判断した場合は会社の是正指導に従っていただきます。
- 4 出店者は会社が販売の中止を求めた場合は直ちに従い、商品を売場から撤去していただきます。また、他の店舗との競合その他の理由により、会社がこれを調整する必要があると認めたときは、会社の調整・指示に従っていただきます。
- 5 営業種目・取扱品目の変更を行う場合は、事前に甲の承認を得なければなりません。

(名称等の表示及び広告類の掲出並びに「営業許可証」の掲出)

第8条 店舗名等の表示については、会社が承認したものに限りします。また、これを変更する場合も同様とします。

- 2 出店者は事前に会社の承認を得た場合を除き店舗において販売品以外の広告類の掲出、展示及び案内、その他これに類する行為を行うことはできません。
- 3 出店者は営業期間中お客様から確認できる位置に、「営業許可証」を掲出しなければなりません。

(取材への対応)

第9条 会社が取材を受ける場合は、店内の撮影、従業員等へのインタビュー等できる限り協力していただきます。

2 出店者が取材・撮影を受ける場合は、事前に会社に報告しなければなりません。

(販売スペースの厳守)

第10条 出店者は、契約に定められた販売スペースを厳守するものとします。

(苦情処理及び事件・事故等の対応)

第11条 出店者は、お客様その他から苦情等の申告を受けた場合は、誠意をもって対応するとともに、次の各号により処理するものとします。

一 お客様がお買い求めになった商品、接客サービス、その他の事項について、お客様から苦情を受けた場合は、出店者が対応するものとし、全て出店者の責任により解決するものとします。

二 会社は、出店者の販売商品、接客サービス、その他の事項についてお客様から苦情を受けた場合は、内容を確認のうえ、必要と判断した場合は出店者に対し改善の指示を行います。

指示を受けた出店者は、責任をもって速やかに処理を行うとともに、その結果を会社に報告しなければなりません。

三 会社が対応すべき事項についてお客様からクレーム・ご意見等を受けた場合、内容を十分聞いた上で誠意を持って応対しなければなりません。また、速やかに会社に連絡しなければなりません。

(就業上の注意事項)

第12条 出店者は、会社の定めるもののほか、自社マニュアル等により従業員を指導・監督し、規律及び接客態度等の向上を図っていただきます。

2 万一不適格な従業員がいるときは、当該従業員に対する教育訓練等直ちに適切な処置をとらなければなりません。

3 出店者は、従業員を清潔かつ端正な服装で就業させなければなりません。また、店名又は会社名及び氏名等を表示した名札を見やすい位置に着用させてください。

4 出店者は、次の事項に該当する従業員を就業させてはいけません。また、会社は著しく不適当であるとみなした場合は、出店者に対し従業員の就業禁止を求めることができ、出店者はこれに従わなければなりません。

一 職場の秩序風紀を乱し、お客様、その他の出店者及び会社に迷惑を及ぼす者

二 酒気を帯びた者

三 業務に不必要な危険物、凶器を携帯する者

四 伝染病にかかっている者

- 五 顧客に著しく不快の念を起こさせると認められる者
- 六 不法に就労している者
- 5 出店者の取引業者等に対しても第1項に準じて指導・監督していただきます。
- 6 出店者は、従業員に対し、次の事項について常に教育訓練を行ってください。
 - 一 接客・サービス技術に関する事項
 - 二 販売商品の知識等、販売促進活動に関する事項
 - 三 品質・衛生管理及び売上管理に関する事項
 - 四 防犯及び防火に関する事項
 - 五 緊急時の対応に関する事項

(営業責任者等の届出)

第13条 出店者は、営業責任者及び緊急連絡責任者の氏名、住所、従業員人数等をあらかじめ別添「営業責任者等届出書」(様式-1)により会社に届出てください。

(従業員等の就業)

- 第14条 出店者は従業員(臨時雇用を含む)へ「従業員証」を所持させなければ就業させてはなりません。
- 2 出店者は従業員が異動、その他により就業しなくなった場合は速やかに「従業員証」を返却しなければなりません。
 - 3 「従業員証」を紛失したときは、速やかに会社に届出で再発行を受けるものとします。

(禁止行為)

- 第15条 出店者は、従業員に対し本件エリア内で次の各号の行為をさせてはいけません。また、本件エリア内において次の各行為を発見したときは、直ちに会社へ報告してください。
- 一 労働争議、集会、募金、勧誘又は署名運動等の行為
 - 二 宗教活動、政治活動
 - 三 通路等において演説、コーラス、音楽、演奏その他騒音を発する行為
 - 四 器物、建造物等を損壊又は汚損する行為
 - 五 通路の通行を妨害する行為
 - 六 指定された場所以外における、喫煙又は火気を使用する行為
 - 七 部外者の物品、ビラ等の配布、撮影、模写をする行為
 - 八 お客様・他の出店者及び会社に対し迷惑を及ぼす行為

(保健衛生)

第16条 出店者は会社が別に定める「中日本エクシス食品衛生管理マニュアル」を含む関係法令を遵守しなければなりません。

- 2 出店者は、従業員の保健衛生に留意し、定期的に健康診断を受けなければなりません。
- 3 出店者は、従業員に伝染病並びにその擬似患者が発生した場合は、直ちに会社に報告し、必要な措置をとらなければなりません。
- 4 出店者は伝染の危険があり就業が不適当と認められる者を就業させてはなりません。

(携帯電話の設置)

第17条 出店者は会社と相互連絡のために備え付けの携帯電話を1台用意してください。

第3章 売 上

(使用レジ)

第18条 レジスターは出店者が持ち込むものとします。なお、レジスターは以下の機能を持つものを使用してください。ただし、当面の間、下記③の機能を有しないレジスター(簡易レジ・メカレジ・電子レジスター)は、年間の営業日数が100日未満の場合に限り使用可とします。

- ①レシートが発行できること
 - ②清算レシート毎に連続性が確認できること
 - ③発行したレシートを検索でき、対象レシートもしくは対象商品を指定して取消・返品できる機能を備えていること
- 2 出店者は商品等を販売したときは、店舗名称、連絡先が記載されたレシートをお客様に渡してください。
 - 3 出店者は本契約とは別に、会社と本件エリアに関する定期建物賃貸借契約を締結している場合は、使用レジに関する条件は定期建物賃貸借契約と同一とします。

(売上高の確定)

第19条 日次売上高はレジ又は券売機のレシート精算額(売上高から消費税を除いた額)をもって確定します。

- 2 前項により確定した日次売上高を月末締めした合計額をもって月次売上高とします。

(売上高の報告)

第20条 毎営業終了後、売上報告書様式に必要事項を記入し、精算レシートを貼付して、弊社へご提出ください。なお、精算レシートに現金売上およびキャッシュレス決済売上をそれぞれ明記してください。

- 2 年間の営業日数が100日以上見込まれる場合は、売上高の報告のために、POS直結(システム間のデータ連携)を導入頂きます。
- 3 営業期間中の日次売上高は「営業関係システム」を使用し、翌日午前中までに報告ください。

(POS直結を導入している場合は、日次売上確定後に「営業関係システム」へデータ連携されます。)

- 4 営業日ごとの時間帯別売上高・客数データ(任意様式もしくは時間帯別売上高・客数を把握できる精算レシート等)を翌月5日までに報告してください。(POS直結を導入している場合は、日次売上高確定後に、営業日ごとの時間帯別売上高・客数データ及び品目別売上高データが「営業関係システム(SAPACT)」へ連携されます。)

第4章 管 理

(施設の管理)

- 第21条 出店者は、常にエリア施設の保全に留意し、破損、故障等を発見したとき、もしくは災害防止上措置をとるべき箇所が生じたときは、直ちに会社に報告してください。
- 2 出店者は、エリア施設を故意又は過失により損傷又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。
- 3 前2項は、出店者の取引業者に対しても適用します。

(諸設備の使用)

- 第22条 電気設備は、あらかじめ会社の承認を受けたものを使用していただきます。
- 2 停電等会社の責によらない諸設備の故障による損害については、会社はその責任を負いません。

(停電)

- 第23条 会社は法令による電気設備等の諸点検及び工事の為、停電日等を設けることができるものとし、この場合、会社は出店者に対しあらかじめ通知を行うものとします。
- 2 前項の場合、出店者及びその従業員は会社に協力しなければなりません。

(施設等の使用)

- 第24条 業務用駐車場の利用は、会社の指示に従い秩序正しく行ってください。
- 2 出店者及びその従業員はお客様用のエスカレーター、エレベーター、駐車場等の施設を使用してはなりません。
- 3 出店者及びその従業員が前項の施設を利用する場合は、従業員証、名札等を外し従業員であることがわからないようにしなければなりません。
- 4 喫煙は会社が指定する場所以外は厳禁とします。

(納品方法)

- 第25条 出店者、その従業員及び取引業者等が物品の搬出入を行う場合は、次の各号を遵守しなければなりません。

- 一 搬出入作業は、原則として出店者従業員立会いのもとに行わなければなりません。
- 二 搬出入作業は、お客様用施設を利用してはなりません。
- 三 道路混雑防止の為、施設周囲の車道上に搬出入車両を駐車してはなりません。
- 四 搬出入は一般道路側のバックヤードから行うことを基本としますが、本線搬出入の場合は、身障者用駐車場や走行車両に支障となる場所への駐車は避けるとともに、周りの車両やお客様へ十分留意しなければなりません。
- 五 搬出入作業にあたって、会社の施設等を破損したり汚損することのないよう、また、お客様や他の出店者に迷惑を及ぼすことのないよう十分に注意しなければなりません。
- 六 重量物、長尺物の搬出入にあたっては、事前に会社に届出、会社の指示に従わなければなりません。

(動産等の保管)

第26条 出店者は、営業終了後は商品管理を確実に行之、動産等を会社指定の保管場所に移動するものとします。

なお、出店者は、出店時に申請した動産以外の備品等を持ち込んで서는ならないこととします。

- 2 動産等及び商品等の損害・盗難等があった場合の責任は、出店者がその損害の責を負うものとします。

(遺失物及び拾得物の取扱い)

第27条 本件エリア内で遺失物を発見、又は拾得物の届出があったときは、速やかにエリア・コンシェルジュに届出てください。但し、エリア・コンシェルジュがないエリアにおける遺失物及び拾得物の取り扱いは、会社に報告し指示を受けてください。

(清掃)

第28条 出店者及びその従業員は常に販売スペース及びその周辺の清掃状況に留意しなければなりません。

- 2 納品、販売等で発生したゴミは、持ち帰らなければなりません。
- 3 本件エリアのゴミ処理施設等を利用することは出来ません。

(関係官公庁からの検査・勧告・指示等)

第29条 出店者は、関係官公庁等から検査・勧告・指示を受けた場合は速やかに文書により会社へ報告するとともにその処置についても会社に報告しなければなりません。

- 2 会社が特に必要と認めたときは、上記の検査・勧告・指示の内容について調査及び立ち入り検査を実施し、出店者に対して勧告・指示等を行うことがあります。

第5章 監 査

(営業監査)

第30条 会社は、次の各号について会社が必要と認めたときは、いつでも出店者の会計記録等を監査することができます。

- 一 売上高報告に係る原始記録、関係帳簿等
- 二 本件エリアで取り扱う現金、金券類及び預金に関する書類等
- 三 レジスター等に関する事項
- 四 販売商品及び設備等に関する事項
- 五 防災、防犯、防火、保健衛生、食品衛生、その他安全管理に関する事項
- 六 従業員の資格、雇用契約条件、教育及び接客態度等に関する事項
- 七 その他契約に定める範囲内で会社が必要と認めた事項

2 出店者は、監査の結果により指摘された事項については速やかに改善を図り、その処置を会社に報告しなければなりません。

第6章 雑 則

(この規則に定めのない事項)

第31条 この規則に定めのない事項及びこの規則の運用について疑義が生じた場合は、会社と出店者が協議のうえ定めるものとします。

2 この規則は管理・運営上の都合等により改定されることがあります。

(付則) この規則は、契約締結の日から実施する。